

宮崎県立美術館 令和5年度 博物館実習実施要項

1 目的

博物館法及び同法施行規則に基づき、博物館実習を実施し、学芸員としての知識・技能を習得させる。

2 内容

美術館の運営並びに資料の収集・展示・保存、専門事項に係る調査・研究及び美術の普及活動等について実習を行う。

3 対象者

原則として、本県出身者又は県内に所在する大学の在学生または卒業生で、館長が適当と認めた者とする。

4 受入者数

8名以内

5 実習期間（予定）

令和5年8月10日（木）～8月18日（金）（8日間）

※8月14日（月）は休館日のため実習は休みとする。

6 場所

宮崎県立美術館ほか

7 実習心得

- (1) 実習時間は、本館職員の勤務時間に準ずる。
- (2) 入館後速やかに出席簿に捺印する。
- (3) 服務は職員に準じ、服務規律を厳守するものとする。
- (4) 服装は美術館職員にふさわしいものとする。
- (5) 職員等の指示に従うとともに、積極的に実践活動を行う。
- (6) 毎日の勤務終了時に、担当職員に実習日誌を提出し、点検を受ける。
- (7) 施設見学等に経費を要する場合は、実習生の負担とする。
- (8) 実習日程・内容は、都合により変更することがある。
- (9) 実習中における美術館側に瑕疵のない事故等については、美術館はその責めを負わない。